

県立学校教員育成指標(改訂版)

| ステージ 職 キーワード | 養成 | 基礎・向上 | 充実・深化 | 発展① | 発展② | 発展③ | |
|----------------------|--|---|--|--|---|--|---|
| | 志・基盤 | 基礎・基本 | 教諭 | 教諭 | 主幹教諭・指導教諭 | 副校長・教頭 | |
| | 資質・能力 | 主体性・専門性 | 主体性・専門性 | 高度性・指導性 | 経営参画、指導・助言 | 校務運営、補佐・管理 | |
| 資質・能力 | 教員として、教育に対する志を高め、求められる資質・能力の基盤を形成する。 | 若年教員として、教育に関する基礎的・基本的な資質・能力を形成する。 | 中堅教員として、主体的に組織運営に関わるとともに、教育に関する専門性を高める。 | (前期) ベテラン教員として、組織運営を活性化するとともに、教育に関する経験や学びを生かし、優れた実践を展開し、同僚性を発揮する。 (後期) エキスパート教員として、磨かれた経験知をもとに、専門的で高度な実践を教育活動全般で展開し、指導性を発揮する。 | 主幹教諭・指導教諭として、教育や組織運営に関する専門的な資質・能力を身に付け、学校経営に参画するとともに、教職員に指導・助言を行う。 | 副校長・教頭として、校務運営に関する総合的な知見や資質・能力を発揮して、校長を補佐するとともに、教職員を適切に管理し、指導・助言を行う。 | |
| 教職としての素養 | 教育公務員に求められる基礎的な能力(法令遵守) | 教職の意義や法令遵守の重要性を理解できる。 | 教育、学校及び教職の意義や社会的役割・服務に係る理解を深め、法令を遵守し、責任をもって自らの職責を果たすことができる。 | | 学校運営に係る指導意識を高め、法令遵守の重要性を教職員に指導できる。 | 学校運営に係る管理意識を高め、法令遵守の重要性を教職員に指導し、適切に教職員を管理できる。 | |
| | 教育公務員に求められる基礎的な能力(事務処理) | 学校事務の内容について理解できる。 | 学級事務の正確・丁寧な処理ができる。 | 学級・学年事務の正確・丁寧で効率的な処理ができる。 | 学校事務の全般的な処理ができ、自らの役割に応じて教員の事務について指導性を発揮できる。 | 経営の重点を踏まえて、教職員の役割や能力に応じて事務等を分担し、教職員の事務について指導・助言ができる。 | |
| | 教育公務員の使命と責任(使命感と熱意) | 教育公務員の崇高な使命を理解し、志を立てることができる。 | 教育公務員としての自覚をもち、組織の一員として円滑なコミュニケーションを取りながら行動し、良好な人間関係を構築できる。 | 豊かな人間性をもち、教育公務員としての自覚を深め、自らの専門性を磨き、分掌主任・学年主任等として同僚へ効果的に助言できる。 | ベテランの教育公務員としての自覚を深め、自らの専門性を生かし、同僚と協働して学校運営に関わることができる。 教育公務員のモデルとしての自覚を深め、自らの高度な実践に基づき、同僚に指導・助言ができる。 | 教育公務員のリーダーとしての自覚を深め、教職員に指導・助言ができ、組織内の良好な人間関係が構築されるように働きかけることができる。 | 教育公務員としての崇高な使命と責任について、全校的視座に立って教職員に指導・助言ができる。 |
| | 学校組織の理解と参画 | 学校組織や校務分掌とともに、学級担任の役割と職務内容を理解できる。 | 学校の教育目標・重点目標、学級経営及び教科経営の方針を理解し、実践できる。 | 学校組織マネジメントの意義を理解し、組織運営や教科経営に主体的に参画することができる。 | 学校運営の持続的な改善に向け、組織運営や教科経営に専門性を発揮し、参画することができる。 学校運営の持続的な改善に向け、プランの構築と具現化を主導し、教員に取組モデルを示すことができる。 | 学校運営の持続的な改善を支えるために、連携・協働を大切にしながら組織運営や教科経営を積極的に推進し、重点目標の具現化に向けて、学校運営に参画することができる。 | 校務運営についてのビジョンの策定及びプランを構築し、学校の組織力向上に向けて、校長を補佐することができる。 |
| | 自己啓発・人材育成 | 研修や自己啓発により、教員としての資質を高めることの重要性を理解できる。 | 自己の役割を自覚し、教育活動に関わるとともに、研修等を通して教育に関する基礎・基本を身に付けるために学び続けることができる。 | 自己の役割を自覚し、主体的に教育活動や、校内研修等の運営に関わることができる。 | 自己の役割を自覚し、校内研修等で自己の経験や学びを生かして指導性を発揮することができる。 エキスパート教員としての役割を自覚し、校内研修等で示範的な働きかけができる。 | 自己の役割を自覚し、教育課程の機能化に向けて、自らも学び続けようとする姿を示しながら、教職員に指導・助言ができる。 | 自己の役割を自覚し、校務分掌組織の機能化に向けて、教職員の管理及び指導・助言を行うとともに、職能成長に向けたマネジメントができる。 |
| | 保護者・地域との連携・協働 | ボランティア活動等を通じて、保護者や地域等を含めた他者との協力や関わり的重要性を理解できる。 | 保護者や地域と積極的に関わり、連携・協働を通じて課題解決に向けて対応することができる。 | 保護者、地域、接続校、関係機関と積極的に関わり、課題解決に向けて連携・協働した対応を主体的に行うことができる。 | 保護者、地域、接続校、関係機関と積極的に関わり、課題解決に向けて連携・協働した対応を主体的に行うことができる。 保護者、地域、接続校、関係機関との信頼関係をもとに、課題解決に向けて連携・協働した対応を主導することができる。 | 保護者、地域、接続校、関係機関との連携・協働を推進する計画的な関わりをコーディネートできる。 | 保護者、地域、接続校、関係機関との連携・協働のネットワークを確立できる。 |
| | 危機管理 | 危機管理についての知識や重要性及び危機を察知した際の組織的な行動の大切さを理解できる。 | 事故や災害等に普段から備え、安全に配慮した教室環境等の整備と、危機を察知した際の迅速な対応ができる。 | 危機を予測し未然に防止する取組と、危機の早期発見・早期対応を組織的に行うことができる。 | 児童生徒や教員の生命・心身の安全のために、学校全体を見通し、組織的で具体的な対応を主導し、助言ができる。 | 学校全体の状況や傾向をデータ等で把握し、危機管理の観点から教職員に指導・助言ができる。 | 危機の未然防止のための学校環境の抜本的改善及び様々な場面に対応した危機管理体制を整えることができる。 |
| 自他の人権を尊重する意識・意欲・態度 | 人権問題を自分自身の課題としてとらえ、人権尊重の精神に基づき、人権に配慮した行動をとることの重要性を理解できる。 | 人権問題を自分自身の課題としてとらえ、人権や人権擁護に関する基本的な知識を学び、その内容と意義についての理解と認識を深めるとともに、人権がもつ価値や重要性を共感的に受けとめるような感性や感覚を身に付け、それに基づく教育活動を行うことができる。 | 人権問題を自分自身の課題としてとらえ、人権や人権擁護に関する知識を主体的に学び、その内容と意義についての理解と認識を十分に深めるとともに、人権がもつ価値や重要性を共感的に受けとめるような感性や感覚を高め、それに基づく教育活動を積極的に行うことができる。 | 人権問題を自分自身の課題としてとらえ、人権や人権擁護に関する知識を主体的に学び、その内容と意義についての理解と認識を十分に深めるとともに、人権がもつ価値や重要性を共感的に受けとめるような感性や感覚を高め、それに基づく自らの実践を展開し、同僚性を発揮することができる。 | 人権問題を自分自身の課題としてとらえ、人権や人権擁護に関する知識を主体的に学び、その内容と意義についての理解と認識を十分に深めるとともに、人権がもつ価値や重要性を共感的に受けとめるような感性や感覚に基づき、教職員に指導・助言ができる。 | 人権問題を自分自身の課題としてとらえ、人権や人権擁護に関する知識を主体的に学び、その内容と意義についての理解と認識を十分に深めるとともに、人権がもつ価値や重要性を共感的に受けとめるような感性や感覚に基づき、全校的視座に立って教職員に指導・助言ができる。 | |
| 学習指導 | 授業構想 | 学習指導要領の理念と内容を理解するとともに、授業のイメージをもつことができる。 | 学習指導要領の理念と内容に基づき、教科書の内容に応じた指導計画を立案できる。 | 学習指導要領の理念と内容及び自校の教育課程の編成方針に基づいた指導計画を立案できる。 | 学習指導要領の理念と内容及び自校の教育課程の編成方針に基づいた指導計画の立案について、指導性を発揮することができる。 | 「社会に開かれた教育課程」の理念の下、自校や地域の特色に応じた教育課程を編成できる。 | |
| | 授業展開 | 授業展開の基盤となる教育技術を理解できる。 | 各教科等の専門的知識と基礎的・基本的な指導技術を身に付けた授業展開ができる。 | 児童生徒の心身の発達や学習過程に関する理解に基づき、学習者中心の授業を柔軟に展開できる。 | 児童生徒の興味・関心を引き出す教材研究や他の教員と協働した授業を実践することができる。 | 重点目標を具現化するために、カリキュラム・マネジメント及び授業展開について指導・助言ができる。 | |
| | 授業評価と改善 | 学習評価の意義と方法について理解できる。 | 児童生徒一人一人の学習状況を把握し、適切な指導と評価ができる。 | 適切な授業評価に基づく授業改善を主体的に行うことができる。 | 適切な授業評価と授業改善を組織的に実践するために指導性を発揮することができる。 | 適切な授業評価と授業改善を組織的・計画的に実践するためのカリキュラム・マネジメントができる。 | 授業改善の取組の評価と指導計画の改善を適切に行い、教育課程を管理することができる。 |
| 生徒指導 | 児童生徒理解 | 児童生徒理解と指導の意義・重要性を理解できる。 | 学級の児童生徒を取り巻く環境や発達の状況を理解し、児童生徒一人一人と信頼関係を構築しながら支援することができる。 | 学年の児童生徒を取り巻く環境や発達の状況を理解し、児童生徒一人一人を主体的・組織的に支援することができる。 | 児童生徒を取り巻く環境や発達の状況を多面的に理解し、学校全体での支援を主導することができる。 | 児童生徒を取り巻く環境や、社会的背景、発達の状況等を踏まえた児童生徒理解を促進できる。 | |
| | 指導・支援 | 個や集団に対する指導の基盤となる指導技術を理解できる。 | 個々の悩みや思いを共感的に受け止めるとともに、保護者や校内組織と連携して、個に応じた指導や集団指導ができる。 | 良さや可能性を伸ばす姿勢で支援するとともに、関係機関等と連携した学年全体の指導ができる。 | 自分らしい生き方の指導を行うとともに、関係機関等と連携した学校全体の指導について、指導性を発揮できる。 | 関係機関等と連携する体制の整備と連携の推進ができる。 | |
| 特別な配慮や支援を必要とする子供への対応 | 特別な配慮を必要とする児童生徒の特性や支援の意義を理解できる。 | 個別の指導計画等に基づき、児童生徒の特性や実情を踏まえた個に応じた学習上・生活上の指導及び支援ができる。 | 組織的な連携のもと、個別の指導計画等の改善・充実を図りつつ、個に応じた適切な指導及び必要な支援の工夫ができる。 | 主体的に関係機関等との連携や校内での連絡調整を図るなど、学校全体での指導及び支援を主導することができる。 | 関係機関等と連携した校内組織運営を行い、児童生徒の教育的ニーズに応じた指導・助言ができる。 | 関係機関等との連携を確立・強化し、組織的な児童生徒の理解及び個に応じた指導・支援を推進できる。 | |
| ICTや情報・教育データの利活用 | 授業や校務へのICT活用に必要な操作方法及び情報活用能力(情報モラルを含む)育成の意義や効果を理解できる。 | ICT活用や教育データ活用に関する基礎的・基本的な技術を身に付け、授業展開や校務に生かすとともに、児童生徒の情報活用能力を育成できる。 | 主体的にICTを活用し、授業を改善したり教育データを整理・分析したりできるとともに、児童生徒の情報活用能力を計画的に育成できる。 | これまでに身に付けたICT活用指導能力に基づき、授業実践や情報活用能力育成について指導・助言ができる。 | 情報活用能力育成のためのカリキュラム・マネジメントやICT、情報・教育データ等の管理を組織的に推進できる。 | ICT、情報・教育データ等を組織的に管理し、ICT活用の推進体制を整備することができる。 | |